

## 平成 29 年度第 2 回一橋大学機関リポジトリ運営会議議事要旨

日 時：平成 30 年 1 月 10 日（水）15 時 30 分～17 時 15 分

場 所：附属図書館会議室

出席者：山部（統括責任者）、古澤、山下、友部、白瀬、鈴木（将）、金子、鈴木（宏）  
各委員

欠席者：クオン、千本 各委員

事務局：学術情報課（山中、山口、山本）

### I. 前回議事要旨の確認

資料 1 に基づき、前回議事要旨の確認を行った。

### II. 報告事項：

議事に先立ち、山部統括責任者より、今回の会議は進行上の都合により審議事項の前に報告事項を取り扱う旨の説明があった。

#### 1. 一橋大学オープンアクセス方針に関する教員向け説明会実施報告

山中学術情報課専門員より、資料 2 に基づき報告があり、英語版の内容については統括責任者に一任することとなった。また、次のとおり質疑応答を行った。

- 日本語版の説明会資料は説明会後でも入手可能か。説明会を撮影した映像はあるか。  
→日本語版の説明会資料は平成 29 年 10 月に各研究科事務室に配布しており、入手可能である。撮影はしていない。

#### 2. その他

特になし。

### III. 審議事項：

#### 1. 一橋大学オープンアクセス方針実施要領の策定について（案）

山中学術情報課専門員より、資料 3 に基づき説明があり、次のとおり質疑応答を行った。

- 本案 5. の(1)について、教員はこれまでと同様にリポジトリ事務担当からの依頼を受けて研究成果を提出するのか、それとも教員が自主的に提出する必要があるのか。  
→後者である。  
→そのことが明確になるよう、該当部分に主語を追記する。
- HRI への業績登録と研究成果の提出を一本化すれば合理化が図れるのではないか。  
→現時点でも HRI への業績登録は必須とされている。HRI には既に研究成果の利用許諾や電子データのアップロードを行う機能が実装されており、HRI への業績登録と機関リ

ポジトリへの登録申請を連動して行うことができる。

- 大学院生など、方針の対象となっていない登録資格者がどのように対応すればよいかについても説明した方がよい。  
→本案は方針の実施要領であるため、方針の対象者以外については2.の(1)で補足している。  
→方針の対象となっていない登録資格者の登録手続についても分かるよう修正する。
- 電子データの提出について、著作権が出版者にある出版者版をHRIへのアップロードや電子メールでリポジトリ事務担当に提出することは著作権上の問題はないのか。  
→出版者版の提出は、機関リポジトリ登録が許諾される適切な版が出版者版の場合を前提としているため、問題ないと認識している。  
→本案の構成では、適切な版について説明する前に研究成果の提出を求める形になっており分かりにくくなっているため、5.の(1)は5.の(5)と(6)の間に移動する。
- 各著者から出版者に利用許諾を確認するとすると、出版者に多くの問い合わせが寄せられることが予想される。また、著者の負担が大きく、登録へのディスインセンティブになりうる。リポジトリ事務担当で出版者ごとの利用許諾情報を蓄積し、対応できないか。  
→出版者の利用許諾条件は変更されることがあり、その都度確認する必要がある。利用許諾の情報が登録時に分かっている場合には、教員の協力をお願いしたい。
- 既にオープンアクセス誌で公開している論文の電子データも提出の対象となるのか。その場合、出版者版へのリンクを条件とする場合があるが、対応しているか。また、リンクはどのように連絡すればよいか。  
→提出をお願いしたい。出版者版へのリンクはHRI、機関リポジトリ共に対応している。HRIの論文登録画面にURLを入力する項目があるので、そちらから連絡いただきたい。
- 公開禁止期間(エンバーゴ)の管理はスケジュール機能などでシステム的に行っているのか。  
→現行ソフトウェアでは対応できないため、リポジトリ事務担当が手作業で行っている。
- 研究成果そのものの著作権とは別に、組版等に係る権利に配慮する必要はないのか。  
→出版者の意向に配慮するため、登録可能な版の確認が必要となっている。
- 機関リポジトリの意義として、紀要の登録があると考えている。本学の紀要の登録状況はどうか。  
→部局発行の紀要についてはほぼ網羅できている。

審議の結果、質疑応答の結果を反映させた修正案を事務局で作成の上、メール審議に諮ることとなった。

## 2. 一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR 著作物利用許諾書の様式の変更について(案)

山中学術情報課専門員より、資料4に基づき説明があった。また、本様式は英語版も作成中である旨の補足説明があった。次のとおり質疑応答を行った。

- 氏名欄は直筆でなくてよいか。

→直筆でなくてよい。

- HRI で登録すれば本紙の提出は不要という認識でよいか。  
→そのとおりである。
- 「機関リポジトリ登録への同意」欄にある「公開禁止期間」と「公開可能年月日」欄の違いは何か。  
→前者は出版者の許諾条件のことを意味し、後者は出版者の条件だけでなく著者の公開希望日も記入できるものである。  
審議の結果、原案どおり承認された。

### 3. 研究者データベース (HRI) における機関リポジトリへの利用許諾登録機能の設定変更について (案)

山本電子情報係員より、資料 5 に基づき説明があった。また、HRI の英語版についても同様の対応が必要になる旨の補足説明があった。審議の結果、以下の設定変更を併せて行うこととし、原案どおり承認された。

- 「一橋大学機関リポジトリへの登録に関する他の著作権者の同意」の「共著者」欄に「単著の場合、確認済を選択してください」という文言を追加する。  
英語版の内容については統括責任者に一任することとなった。

### 4. 本学 Web サイト等における一橋大学オープンアクセス方針関連情報の公表について (案)

山口電子情報係員より、資料 6 に基づき説明があった。審議の結果、以下の対応を併せて行うこととし、原案どおり承認された。

- 「一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR」ウェブサイトの「規則 | 報告 | 広報資料」ページの「規則等」について、「許諾書のダウンロードはこちらから」が示す許諾書が何を指すかが分かりにくいため、表現を工夫する。  
また、一橋大学 Web サイトの「最新情報」ページに記事を掲載することについて承認された。

### 5. 平成 30 年度研究科(専攻)改組に伴う学内規則等の改正案の作成依頼への対応について(案)

山部統括責任者より、資料 7 に基づき説明があった。また、千本委員には第 3 条第 5 号の委員として任期満了まで継続いただくことを考えている旨の補足説明があった。その他、以下の意見があった。

- 今後、経営管理研究科、法学研究科の委員は千代田キャンパス所属教員となる可能性がある。会議で Skype を活用するなど対応を考えてほしい。  
審議の結果、原案どおり承認された。

### 6. その他

特になし。

#### IV. その他：

##### 1. 平成 30 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）について

山部統括責任者より、平成 30 年度の「研究成果公開促進費（データベース）」及び「基盤研究（B）」へ応募しなかったとの報告があった。

##### 2. その他

特になし。

(以上)